



2026年10月29日

金融庁企業会計審議会

第3回サステナビリティ情報保証部会における議論の概要

企業会計審議会第3回サステナビリティ情報保証部会が2026年10月29日に開催され、企業会計審議会の意見書案が示され、その内容について審議されました。

意見書案の主なポイント

背景

これまでの金融審議会のサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの検討を踏まえ、2026年4月24日の企業会計審議会総会において、保証業務実施者が準拠すべき保証基準や品質管理基準等のあり方について、企業会計審議会に「サステナビリティ情報保証部会」を新設し審議を開始することが決定されました。

概要

過去2回のサステナビリティ情報保証部会の議論を踏まえ、金融庁の事務局から示された、「サステナビリティ情報の保証業務に関する基準、品質管理に関する基準及び倫理・独立性に関する基準の設定について（意見書案）」について議論が行われ、委員からは制度の方向性に総じて賛同する意見が示されました。

（１）国際基準と整合した日本版の保証基準等の整備

国際基準(ISSA 5000等)と整合しつつ日本固有の事情を踏まえ、保証業務・品質管理・倫理及び独立性に関する基準（JSSA 5000・JSQM 1・JESSA）を金融庁が策定する。

（２）第三者保証の義務付け範囲を限定し、保証水準は「限定的保証」

適用開始から2年間はScope 1・2 GHG排出量、ガバナンス、リスク管理に限定し、3年目以降は今後検討。保証水準は限定的保証とし、合理的保証への移行検討は行わない。

（３）監査法人以外も参入可能、ただし品質・独立性を重視

登録要件を満たせば監査法人以外も実施可能。独立性・倫理、審査、引継ぎ等を基準の要求事項とし、金融庁による登録審査・検査・監督と併せて、保証品質の確保を図る方針が示されている。

今後の予定（意見書案の確定に向けて）

事務局は指摘を踏まえ意見書修正案を委員に回付し、異論がなければ部会案として確定し、企業会計審議会総会に報告されます。

意見書の全体イメージ(事務局提案)

一. 経緯

1. 審議の背景
2. 審議の経緯

二. 第三者保証制度導入の意義、基準の性格、策定のあり方等

1. 第三者保証制度導入の意義
2. 基準の性格
3. 基準策定のあり方
4. 本意見書の位置付け

三. サステナビリティ情報の保証業務に関する重要な事項

1. 保証業務の目的
2. 保証業務の実施の前提
3. 保証対象となるサステナビリティ情報の特性
4. 保証範囲
5. 保証水準
6. 財務諸表監査との関係
7. その他留意すべき事項

四. 国際基準との調整

1. ガバナンスに責任を負う者
2. 審査
3. 保証業務の引継及び共同サステナビリティ保証

五. 実施時期等

留意事項

本意見書は、保証業務に関する基準等の策定のあり方や重要事項を取りまとめたものであり、保証業務実施者に対する新たな要求事項を定めるものではない。

意見書案が示す今後の対応

- ・ 保証業務実施者が準拠すべきサステナビリティ情報の保証業務に関する基準等は、2027年3月末までに策定されることが望ましい。
- ・ 同時に同基準等の実施に当たり、関係法令において、同基準等の指定等について所要の整備を行うことが適当である。

参考：事務局説明資料（2026年10月29日）

参考

金融庁のサイト

[企業会計審議会第3回サステナビリティ情報保証部会 議事次第：金融庁](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-touche-tohmatsu.html>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト・トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト・トーマツ、デロイト・トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>